

	2. 略								3. 略									
	3. 略								4. 略									
	4. 同法第8条第1項 の規定による老人居 宅生活支援事業を行 う者等に対する報告 の請求又は関係者へ の質問若しくは事務 所等への立入検査の 実施							○	総合事務所長									
	5. 同法第8条第2項 の規定による義務老 人ホーム等の長に対 する報告の請求又は 関係者への質問若し くは施設への立入検 査の実施							○	総合事務所長									
	6. 同法第8条の2第 1項の規定による認 知症拡型老人共同 生活施設事業を行 う者等及び第4条の4 の規定に違反したと 認めたときの当該者 に対する改修措置の 命令							○	総合事務所長									
	7. 同法第8条の2第 2項の規定による老 人居宅生活支援事業 を行う者等に対する 事業の制限又は停止 の命令	○																
	8~13 略								8~13 略									
	14. 同法第29条第6項 の規定による報告の 請求又は施設の設備 等についての調査の 実施		○															
	15. 同法第29条第8項 の規定による有料老 人ホームの運営者に に対する改修措置の命 令	○																
	16. 同法第29条第9項 の規定による有料老 人ホームの運営者に に対する改修措置の命 令をした旨の公示	○																
	二及び三 略								二及び三 略									
四 介護保険 法(平成9 年法律第 123号)に 基づく知事 の権限に属 する事務(広域連合の 長に委任し たものを除 く。)	1. 同法第24条の2第 1項の規定による指 定卧床持務受法人 の指定							○	総合事務所長	1. 介護保険法等の一 部を改正する法律(平 成9年法律第123号) の第3条の規定によ る改正後の介護保険 法(3.7から9まで及 び16.1から18まで及 び44から47までにお いて「新介護保険法 」といふ。)第24条 の2第1項の規定によ る指定卧床持務受 法人の指定						○	総合事務所長 東部保健局長	
	2. 同法第31条第1項 本文の規定による指 定居宅サービス事業 者の指定							○	総合事務所長	2. 同法第31条第1項 本文の規定による指 定居宅サービス事業 者の指定					○	総合事務所長 東部保健局長		
										3. 新介護保険法第11 条第1項本文の規定 による指定居宅サー ビス事業者の指定(特 定福利用具の規定に 係るものに限る。)						○	総合事務所長 東部保健局長	

録験問題作成機関からの変更の届出の受理						
20 同法第19条の22第2項の規定による登録験問題作成機関に対する報告等の命令及び立入検査		○				
21 同法第19条の23第3項の規定による試験問題作成事務の本廃止の許可の通知の受理		○				
22 同法第19条の24第3項の規定による登録験問題作成機関の登録の取消し等の通知の受理		○				
23 同法第19条の25第1項の規定による試験問題作成事務の実施		○				
24 同法第19条の26第2項の規定による試験問題作成事務の実施等の通知の受理		○				
25 同法第19条の27第1項の規定による指定監査実施機関の指定		○				
26 同法第19条の29（第19条の33第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定監査実施機関への命令		○				
27 同法第19条の30（第19条の33第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定監査実施機関への報告の命令、開示者に対する質問、立入検査		○				
28 同法第19条の31の規定による介護支援専門員実務修習認証試験の合格の取消し等		○				
29 同法第19条の33第1項の規定による指定研修実施機関への指定		○				
30 同法第19条の38第1項の規定による介護支援専門員への報告の命令		○				
31 同法第19条の38第2項の規定による介護支援専門員への指示又は研修受講の命令		○				
32 同法第19条の38第3項の規定による介護支援専門員への業務の禁止の命令		○				
33 同法第19条の38第4項の規定による介護支援専門員の済水都道府県知事への通知		○				
34 同法第19条の39第1項の規定による介護支援専門員の登録の消除		○				
35 同法第19条の39第2項の規定による介		○				

36 同法第9条の3第3項の規定による介護支援専門員の登録の消除	○										
37 同法第70条第4項(同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定居宅サービス事業者の指定をする場合の 申請 長への通知					○	総合事務所長					
38 同法第70条の2第1項(第15条の10前段において準用する場合を含む。)の規定による指定の更新					○	総合事務所長					
39 同法第71条第1項にだし書の規定による保険契約者又は保険薬局の開設者からの別段の申出の受理					○	総合事務所長					
40 同法第72条第1項にだし書の規定による介護老人保健施設又は指定介護施設型医療施設の開設者からの別段の申出の受理					○	総合事務所長					
41 同法第75条の規定による指定居宅サービス事業者からの変更届出書等の受理					○	総合事務所長					
42 同法第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令及び 立入検査					○	総合事務所長					
43 同法第76条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告					○	総合事務所長					
44 同法第76条の2第2項の規定による公示					○	総合事務所長					
45 同法第76条の2第3項の規定による指定居宅サービス事業者に対する命令					○	総合事務所長					
46 同法第76条の2第4項の規定による公示					○	総合事務所長					
47 同法第76条の2第5項の規定による通知の受理					○	総合事務所長					
48 同法第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止	○										
49 同法第78条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公示					○	総合事務所長					
50 同法第78条の2第					○	総合事務所長					
8 同法第71条第1項にだし書の規定による保険契約者又は保険薬局の開設者からの別段の申出の受理							○	総合事務所長 東部総出保健 局長			
9 同法第72条第1項にだし書の規定による介護老人保健施設又は指定介護施設型医療施設の開設者からの別段の申出の受理								○	総合事務所長 東部総出保健 局長		
10 同法第75条の規定による指定居宅サービス事業者からの変更届出書等の受理									○	総合事務所長 東部総出保健 局長	
11 同法第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等への報告等の命令若しくは 立入検査 の要求、 関係者に対する質問又は 立入検査 等の検査										○	総合事務所長 東部総出保健 局長
12 同法第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し					○						
13 同法第78条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公示					○					○	総合事務所長 東部総出保健 局長
14 新介護報酬法第78										○	総合事務所長

	2項の規定による市町村長からの届出の受理							東部総出保健局長
51	同法第78条の2第3項の規定による市町村長からの届出に ふくめんての助言又は勧告				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
52	同法第78条の10の規定による市町村長からの届出の受理				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
53	同法第79条の2第1項の規定による指定の更新				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
54	同法第2条の規定による指定居宅介護支援事業者からの変更届出等の受理				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
55	同法第3条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令及び立入検査				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
56	同法第3条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
57	同法第3条の2第2項の規定による公示				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
58	同法第3条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する命令				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
59	同法第3条の2第4項の規定による公示				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
60	同法第3条の2第5項の規定による通知の受理				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
61	同法第4条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し及び効力の停止	○						○ 総合事務所長 東部総出保健局長
62	同法第5条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
63	同法第6条第3項の規定による指定介護老人福祉施設の指定をする場合の市町村長への通知				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
64	同法第6条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
65	同法第9条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者からの変更届出等の受理				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
66	同法第10条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等への報告等の命令及び立入検査				○	総合事務所長		○ 総合事務所長 東部総出保健局長
	条の2第2項の規定による市町村長からの届出の受理							
15	新介護保険法第78条の2第3項の規定による市町村長からの届出ごつての助言又は勧告							○ 総合事務所長 東部総出保健局長
16	新介護保険法第78条の10の規定による市町村長からの届出の受理							○ 総合事務所長 東部総出保健局長
17	同法第2条の規定による指定居宅介護支援事業者からの変更届出等の受理							○ 総合事務所長 東部総出保健局長
18	同法第3条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は調査等の検査							○ 総合事務所長 東部総出保健局長
19	同法第4条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し				○			
20	同法第5条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示							○ 総合事務所長 東部総出保健局長
21	同法第9条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者からの変更届出書の受理							○ 総合事務所長 東部総出保健局長
22	同法第10条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等への報告等の命令若しくは出頭の							○ 総合事務所長 東部総出保健局長

							要求、関係者に対する 照会又は指図等の 検査					
67 同法第91条の規定による指定介護老人福祉施設からの指定届出の受理					○	総合事務所長						○ 総合事務所長 東部霧島保健 局長
68 同法第91条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告					○	総合事務所長						
69 同法第91条の2第2項の規定による公示					○	総合事務所長						
70 同法第91条の2第3項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令					○	総合事務所長						
71 同法第91条の2第4項の規定による公示					○	総合事務所長						
72 同法第91条の2第5項の規定による通知の受理					○	総合事務所長						
73 同法第92条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し及び効力の停止	○								○			
74 同法第92条第2項の規定による通知の受理					○	総合事務所長						
75 同法第93条の規定による指定介護老人福祉施設の指定等の公示					○	総合事務所長				○	総合事務所長 東部霧島保健 局長	
76 同法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可					○	総合事務所長				○	総合事務所長 東部霧島保健 局長	
77 同法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更許可					○	総合事務所長				○	総合事務所長 東部霧島保健 局長	
78 同法第94条第6項の規定による介護老人保健施設の開設の許可等をする場合の市町村長への通知					○	総合事務所長						
79 同法第94条の2第1項の規定による介護老人保健施設の開設の届けの更新					○	総合事務所長						
80 同法第95条第1項の規定による介護老人保健施設を管理する医師の承認					○	総合事務所長				○	総合事務所長 東部霧島保健 局長	
81 同法第95条第2項の規定による介護老人保健施設の管理を医師以外の者に管理させることの承認					○	総合事務所長				○	総合事務所長 東部霧島保健 局長	
82 同法第98条第1項第4号の規定による介護老人保健施設に関する広告する事項の許可					○	総合事務所長				○	総合事務所長 東部霧島保健 局長	
83 同法第99条の規定による指定介護老人					○	総合事務所長				○	総合事務所長 東部霧島保健 局長	

19 同令第37条の5第3項（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定調査機関に対する改善命令	○										
20 同令第37条の6第1項（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による調査事務規定の認可	○										
21 同令第37条の6第2項（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による調査事務規定の変更命令	○										
22 同令第37条の7第1項の規定による調査員名簿の登録		○									
23 同令第37条の7第2項の規定による調査員登録届出書の交付		○									
24 同令第37条の7第3項前段の規定による調査員名簿からの消除	○										
25 同令第37条の7第4項の規定による調査員義務形態を行う者の指定	○										
26 同令第37条の7第5項の規定による調査員義務形態を行う者の指定取消し	○										
27 同令第37条の7第6項の規定による調査員義務形態を行う者の指定取消しに係る公示	○										
28 同令第37条の8（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定調査機関に対する改善命令	○										
29 同令第37条の9（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定調査機関の業務の休延止に係る公示	○										
30 同令第37条の10第1項（第37条の11において準用する場合を含む。）第1項の規定による指定調査機関の指定取消し及び効力の停止	○										
31 同令第37条の10第2項の規定による指定調査機関の指定取消し等に係る公示	○										
六 県取引介護報酬実行規則（平成1年鳥取県規制第9号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第1条の規定による指定居宅サービス事業者の特例に係る公示					○	総合事務所長				○ 総合事務所長 東部福祉保健局長
	2 同規則第13条第1項の規定による介護老人保健施設の構設の許可に係る公示					○	総合事務所長				○ 総合事務所長 東部福祉保健局長

	受給者証への記載等						
13	同法第7条第1項の規定による支給認定の取消し	○					
14	同法第7条第2項の規定による医療受給者証の返還要求			○			
15	同法第8条第1項の規定による自立支援対象者の支給		○				
16	同法第6条第1項の規定による指定自立支援対象者の認定に対する報告等の命令等				○		
17	同法第6条第3項の規定による自立支援対象者の支給の一時差止めの指示等				○		
18	同法第7条第1項の規定による勧告				○		
19	同法第7条第2項の規定による公表				○		
20	同法第7条第3項の規定による勧告に係る措置の命令				○		
21	同法第7条第4項の規定による公示		○				
22	同法第3条第1項の規定による診療内容等の審査及び自立支援対象費等の額の決定		○				
23	同法第3条第4項の規定による自立支援対象費の支払いに関する事務の委託		○				
六 障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第23条第1項の規定による変更に係る届けの受理 2 同令第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付	○					
七 略							
八 略							
九 略							
十 結核予防 法(昭和26年法律第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1~19 略 20 同法第6条の規定による学校又は施設設置者の支弁すべき費用等の補助 21及び22 略						
十一 略							
十二 略							
十三 略							
十四 略							
十五 略							
十六 略							
十七 略							
十八 略							

五 略

六 略

七 略

八 結核予防 1~19 略

法(昭和26年法律第36号)に基づく知事の権限に属する事務

20 同法第6条の規定による計画的支弁すべき費用等の補助

21及び22 略

九 略

十 略

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

十五 略

十六 略

	十九 略		十七 略	
環境立 県推進課				
		一 大気汚染 防止法(昭和33年法律 第77号)に基く知事 の権限に属する事務	1 同法第6条の規定 による(い)煙発生施 設の設置の届出の受 理 2 同法第7条の規定 による(い)煙発生施 設となつた際の届出 の受理 3 同法第8条の規定 による(い)煙発生施 設の構造等の変更の 届出の受理 4 同法第9条の規定 による(い)煙発生施 設に関する計画の変 更等の命令 5 同法第10条第2項 (同法第11条の3に おいて準用する場合 を含む。)の規定に による(い)煙発生施設 の設置等の制限期間 の延縮	<input type="radio"/> 保健所長
			6 同法第11条(同法 第8条の3に准用する 場合を含む。)の規定 による(い)煙発生施設 の設置者の氏名の変更等 の届出の受理	<input type="radio"/> 保健所長
			7 同法第12条第3項 (同法第11条の3に おいて準用する場合 を含む。)の規定に による(い)煙発生施設 に係る地図の承認の 届出の受理	<input type="radio"/> 保健所長
			8 同法第14条第1項 の規定による(い)煙 発生施設の改善等の 命令	<input type="radio"/> 保健所長
			9 同法第17条第2項 の規定による事故の 情報の通報の受理	<input type="radio"/> 保健所長
			10 同法第17条第3項 の規定による事故の 拡大等の防止のため 必要な措置を採るべき ことの命令	<input type="radio"/> 保健所長
			11 同法第18条第1項 又は第3項の規定に よる一般粉じん発生 施設の設置又は構造 等の変更の届出の受 理	<input type="radio"/> 保健所長
			12 同法第18条の2第 1項の規定による一 般粉じん発生施設と なつた際の届出の受 理	<input type="radio"/> 保健所長
			13 同法第18条の4の 規定による一般粉じ ん発生施設としての 基準に従うべきこと 等の命令	<input type="radio"/> 保健所長
			14 同法第18条の6第 1項又は第3項の規 定による特例粉じん 発生施設の設置又は 構造等の変更の届出 の受理	<input type="radio"/> 保健所長

					<input type="radio"/> 保健所長
15 同法第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設となつた際の届出の受理					<input type="radio"/> 保健所長
16 同法第18条の8の規定による特定粉じん発生施設に関する計画の変更等の命令					<input type="radio"/> 保健所長
17 同法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設構造等の改善等の命令					<input type="radio"/> 保健所長
18 同法第18条の15第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出					<input type="radio"/> 保健所長
19 同法第18条の16の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令					<input type="radio"/> 保健所長
20 同法第18条の18の規定による特定粉じん排出等作業ごとの作業基準に従うこと等の命令					<input type="radio"/> 保健所長
21 同法第20条の規定による自動排ガスの濃度の測定	<input type="radio"/>				
22 同法第21条第1項の規定による公安委員会に対する要請	<input type="radio"/>				
23 同法第21条第2項の規定による警察署長又は署長が機関の長に対する意見陳述	<input type="radio"/>				
24 同法第23条第1項の規定による緊急時の一般への周知及び火煙の排出量の減少等ごとの協力の要請	<input type="radio"/>				
25 同法第23条第2項の規定による火煙排出者に対する必要な措置を探るべきことの命令及び公安委員会に対する要請	<input type="radio"/>				
26 同法第24条の規定による大気汚染の状況の公表	<input type="radio"/>				
27 同法第26条第1項の規定による火煙発生施設の状況等の報告の要求及び工場等への立入り検査					<input type="radio"/> 保健所長
28 同法第27条第4項の規定による電気事業法等の規定による措置を探るべきことの要請	<input type="radio"/>				
29 同法第28条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等	<input type="radio"/>				
30 同法附則第10項の規定による指定物質の排出等の抑制の勧告					<input type="radio"/> 保健所長

		31 同法附則第1項の規定による指定物質排出施設の届出等の報告の要求					<input type="radio"/> 保健所長
	二 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による(或)煙発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付 2 同規則第10条の3の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付					<input type="radio"/> 保健所長
	三 鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例(平成17年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第6条第2項の規定による共用部分の石綿粉じんの排出抑制措置の勧告 2 同条例第6条第3項の規定による商店を受けた者に当該勧告に従はず旨の公表 3 同条例第7条第1項又は第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の届出の受理 4 同条例第7条第4項の規定による石綿粉じん排出等作業の計画変更の勧告 5 同条例第8条第1項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又是一時停止の命令 6 同条例第8条第2項の規定による石綿粉じん排出等作業の改善又是一時停止の命令 7 同条例第8条第3項の規定による商店又は命令を受けた者が当該商店又は命令に従はず旨の公表 8 同条例第10条第1項又は第2項の規定による廃棄予定量等の届出又は廃棄処分の状況報告書の受理 9 同条例第11条第1項の規定による報告等の収取及び立入検査 10 同条例第12条の規定による年報による健康に係る被却防護のための情報の公表	○				<input type="radio"/> 保健所長
	四 水質汚濁防止法(昭和45年法律第38号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による特定施設設置の届出の受理 2 同法第6条の規定による特定施設となつた際の届出又は排出水の排放統制の実施状況及び量についての届出の受理 3 同法第7条の規定による特定施設構造等の変更の届出					<input type="radio"/> 保健所長

							受理
4	同法第8条の規定による特定施設に関する計画の変更等の命令						<input type="radio"/> 保健所長
5	同法第9条第2項の規定による特種施設の設置等の届出期間の延長						<input type="radio"/> 保健所長
6	同法第10条の規定による特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理						<input type="radio"/> 保健所長
7	同法第11条第3項の規定による特種施設係る地図の承認の届出の受理						<input type="radio"/> 保健所長
8	同法第13条第1項又は第3条の第2第1項の規定による特定施設の構造等の改善等の命令						<input type="radio"/> 保健所長
9	同法第4条の2第1項又は第2項の規定による特種状況等の届出の受理						<input type="radio"/> 保健所長
10	同法第4条の2第3項の規定による応急の措置の命令						<input type="radio"/> 保健所長
10の2	同法第4条の3第1項又は第2項の規定による地下水の水質の浄化措置命令	<input type="radio"/>					
11	同法第4条の7第2項(第4条の7第5項ごとく準用する場合を含む。)の規定による隣接町村長の意見の聴取	<input type="radio"/>					
12	同法第4条の7第4項(第4条の7第5項ごとく準用する場合を含む。)の規定による治済水対策重点地域の指定の公示	<input type="radio"/>					
13	同法第4条の8第5項の規定による市町村に対する助言及び勧告	<input type="radio"/>					
14	同法第16条第1項の規定による公共用水戸及び地下水の水質の測定に関する計画の作成	<input type="radio"/>					
15	同法第17条の規定による公共用水戸及び地下水の水質の汚濁の状況の公表	<input type="radio"/>					
16	同法第22条第1項の規定による特種施設の状況等の報告の要求及び特定事業場への立入検査					<input type="radio"/>	保健所長
17	同法第23条第4項の規定による飼育保安法等の規定による措置を探るべきことの要請	<input type="radio"/>					
18	同法第24条第2項の規定による隣接行	<input type="radio"/>					

		政機関の長等に対する協力の要件等					
五 水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による特許権の届出の受理等の届出に係る受理書類等					<input type="radio"/>	保健所長
六 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による汚水等の処理の方法の改善等の命令 2 同法第10条の規定による汚水等の処理の方法の改善等の命令 3 同法第2条第2項の規定による鯉川保安法等の規定による措置を採るべきことの要請 4 同法第4条の規定によるみなし特定施設となつた際の届出の受理等 5 同法第5条の規定による指定施設の設置の届出の受理 6 同法第6条の規定による指定施設となつた際の届出の受理 7 同法第7条の規定による指定施設の構造等の変更の届出又は指定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理 8 同法第18条第2項の規定による指定施設に係る地図の承認の届出の受理 9 同法第20条第1項又は第2項(同法第22条(3)において準用される場合を含む。)の規定による指定施設の構造等の改善の勧告又は命令 10 同法第21条第1項(同法第22条(3)において準用される場合を含む。)の規定による指定施設の構造等の報告の要求及び指定施設を設置している場所の立入検査 11 同法第24条の規定による指導、助言及び勧告 12 同法第28条第1項の規定による保健所・政機関の長等に対する協力の要件等	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	保健所長
七 験音規制法(昭和43年法律第88号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による地域の指定 2 同法第3条第2項の規定による隣接市町村長の意見の聴取	<input type="radio"/>					

	実施状況の報告の要 求又は特定工場への 立入検査						
十三 鳥取県 公害防止条例 (昭和46 年鳥取県 条例第5号) に基づく知 事の権限に 属する事務 (市町村長 に委任した ものを除く 。)	1 同条例第7条の規 定による(い)煙団系 特定施設の届出の受 理					○	保健所長
	2 同条例第8条の規 定による(い)煙団系 特定施設となつた際 の届出の受理					○	保健所長
	3 同条例第9条の規 定による(い)煙団系 特定施設の構造等の 変更の届出の受理					○	保健所長
	4 同条例第20条の規 定による(い)煙団系 特定施設に関する計 画の変更等の命令					○	保健所長
	5 同条例第21条第2 項の規定による(い) 煙団系特定施設の設 置等の制限用の短 縮					○	保健所長
	6 同条例第22条(同 条例第22条第1項こ よみて制限する場合 を含む。)の規定に よる(い)煙団系特定 施設の設置者氏名 の変更等の届出の受 理					○	保健所長
	7 同条例第23条第3 項(同条例第23条第 1項ごみで準用す る場合を含む。)の規 定による(い)煙団 系特定施設に係る地 位の承継の届出の受 理					○	保健所長
	8 同条例第25条の規 定による(い)煙団系 特定施設の改善等の 命令					○	保健所長
	9 同条例第28条第1 項及び第3項の規定 による粉じん関係特 定施設の構造等の 構造等の変更の届 出の受理					○	保健所長
	10 同条例第29条の規 定による粉じん関係 特定施設となつた際 の届出の受理					○	保健所長
	11 同条例第31条の規 定による粉じん関係 特定施設についての 基準に従うべきこと 等の命令					○	保健所長
	12 同条例第35条の規 定による汚水処理特 定施設の設置の届出 の受理					○	保健所長
	13 同条例第36条の規 定による汚水処理特 定施設となつた際の 届出の受理					○	保健所長
	14 同条例第37条の規 定による汚水処理特 定施設の構造等の変 更の届出の受理					○	保健所長
	15 同条例第38条の規 定による汚水処理特 定施設に関する計画 の変更等の命令					○	保健所長

							<input type="radio"/> 保健所長
16	同条例第9条第2項の規定による汚水関係特定施設の設置等の届出の受付						<input type="radio"/> 保健所長
17	同条例第10条の規定による汚水関係特定施設の運営者の氏名の変更等の届出の受理						<input type="radio"/> 保健所長
18	同条例第11条第3項の規定による汚水関係特定施設の運営する地位の承継の届出の受理						<input type="radio"/> 保健所長
19	同条例第13条第1項の規定による汚水関係特定施設の改善等の命令						<input type="radio"/> 保健所長
20	同条例第15条第2項の規定による特定汚水等の処理の方法の変更等の命令	<input type="radio"/>					
21	同条例第16条の規定による特定建設作業の実施の届出の受理						<input type="radio"/> 保健所長
22	同条例第17条第1項及び第2項の規定による騒音の防止の方法の改善等の勧告及び命令						<input type="radio"/> 保健所長
23	同条例第19条の規定による公害を防止するため必要な措置の要求						<input type="radio"/> 保健所長
24	同条例第20条第1項の規定による報告の要求及び当場等への立入検査 (一) 20に係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="radio"/>					<input type="radio"/> 保健所長
十四 略							
十五 ダイオ キシン類対 策朝晴措置 法(平成11 年法律第 105号)に基 づく知事の 権限と属する 事務	1 同法第2条第1項 の規定による特定施 設の設置の届出の受 理						<input type="radio"/> 保健所長
	2 同法第3条第1項 の規定による特定施 設となつた際の届出 の受理						<input type="radio"/> 保健所長
	3 同法第3条第2項 の規定による水質基 準対象施設及び大気基 準適用施設となつた 際の届出等の受理						<input type="radio"/> 保健所長
	4 同法第4条第1項 の規定による特定施 設の構造等の変更の 届出の受理						<input type="radio"/> 保健所長
	5 同法第5条の規定 による特定施設の構 造等に関する許可の 変更等の命令						<input type="radio"/> 保健所長
	6 同法第7条第2項 の規定による特定施 設の設置の期限期 間の変更						<input type="radio"/> 保健所長
	7 同法第8条の規定 による特定施設の設 置者の氏名の変更等						<input type="radio"/> 保健所長

	の届出の受理					
8 同法第19条第3項の規定による特定施設の運営者等の地位の承継の届出の受理					○	保健所長
9 同法第22条第1項の規定による特定施設の構造の改善等の命令					○	保健所長
10 同法第23条第2項の規定による事故の状況の通報の受理					○	保健所長
11 同法第23条第3項の規定による事故の拡大又は再発防止のために必要な措置の命令					○	保健所長
12 同法第27条第3項の規定による大気等の汚染の状況についての調査測定の結果の公表	○					
13 同法第27条第4項の規定による土壤の汚染の状況の調査測定のために土地への立入り等					○	保健所長
14 同法第28条第3項の規定による排出ガス等の汚染の状況の測定の結果の報告の徴収					○	保健所長
15 同法第28条第4項の規定による排出ガス等の汚染の状況の測定の結果の公表	○					
16 同法第34条第1項の規定による特定施設の状況等の報告の徴収又は特定事業場への立ち検査の実施					○	保健所長
17 同法第35条第3項の規定による行政機関の長に対する措置の要請	○					
18 同法第36条第2項の規定による環境行政機関の長等に対する協力の要請等	○					
十六 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理令第67号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による特定施設設置等の届出に係る受理書の交付				○	保健所長
十七 特定化学生物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第3項の規定による第一種指定化学生物質の排出量及び平均量の届出の受理 2 同法第5条第3項の規定による届出に関する意見の申出 3 同法第7条第5項の規定による対応化学生物質分類名をもつて行なはばる第一種指定化学生物質の排出量等に関する事				○	

		現ごろまでの主務大臣への窓明の要請				
		4 同法第8条第5項の規定による届出事項の集計及び結果の公表			○	
		5 同法第13条の規定による国実施する調査に関する資料提供の要求及び意見の申出			○	
		6 同法第7条第3項の規定による指道化学物質等取扱事業者に対する技術的助言等			○	保健所長
		7 同法第17条第4項の規定による国民の理解を深めるための教育活動等			○	
		8 同法第7条第5項の規定による必要な人材の育成			○	
十八 土地汚染対策法(平成4年法律第3号)に基づく知事の権限に関する事務	1	同法第3条第1項の規定による調査報告の受理			○	保健所長
	2	同法第3条第1項ただし書の規定による確認			○	保健所長
	3	同法第3条第2項の規定による土地所有者等に対する通知			○	保健所長
	4	同法第3条第3項の規定による報告又は報告の内容の是正の命令			○	保健所長
	5	同法第4条第1項の規定による調査結果の報告の命令			○	
	6	同法第4条第2項の規定による調査の実施			○	
	7	同法第5条第1項の規定による区域の指定			○	
	8	同法第5条第2項の規定による区域の指定の公告			○	
	9	同法第5条第4項の規定による指定区域の解除			○	
	10	同法第6条第1項の規定による指定区域の順轉及び保管			○	
	11	同法第7条第1項の規定による土地所有者等に対する措置命令			○	
	12	同法第7条第2項の規定による浮動行為をした者に対する措置命令			○	
	13	同法第7条第3項において準用する同法第4条第2項の規定による措置の実施			○	
	14	同法第9条第1項の規定による土地の			○	

	形質の変更の届出の受理					
15 同法第9条第2項の規定による土地の形質の変更に着手している旨の届出の受理				○		
16 同法第9条第3項の規定による応急措置としての土地の形質の変更の届出の受理				○		
17 同法第9条第4項の規定による土地の形質の変更に係る計画変更命令				○		
18 同法第29条第1項の規定による報告要求及び立入検査				○		
19 同法第30条の規定による協議				○		
20 同法第31条第2項の規定による資料の送付等の要件等				○		
十九 土壟汚染対策実行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 第12条第2項にだし書の規定による確認				○	保健所長
	2 第12条第3項の規定による報告の受理				○	保健所長
二十 鉱業法(昭和25年法律第289号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第24条の規定による鉱業課長からの協議に対する回答	○				
	2 同法第2条の2第5項の規定による流域別下水道整備総合計画の決定に係る意見の聽取及び同法第2条の2第4項の規定による同計画の変更に係る意見の聽取	○				
	3 同法第4条第1項の規定による共下水道の事業計画の認可及び変更の認可	○				
	4 同法第25条の3第2項の規定による流域下水道の事業計画の認可の申請又は同法第4条に准用する同法第2条の3第1項の規定による同計画の変更の認可の申請	○				

5 同法第25条の3第2項の規定による流域別下水道の事業計画の決定に係る意見の聴取又は同法第4項において明示する同法第25条の3第2項の規定による計画の変更に係る意見の聴取	<input type="radio"/>				
6 同法第25条の6の規定による流域別下水道の管理者に対する併用又は処理の開始に係る通知	<input type="radio"/>				
7 同法第25条の7第1項の規定による流域下水道施設に係る使用料・料金額及び同法第2項の規定による流域別下水道の管理者に対するその旨の通知				<input type="radio"/>	中部総合事務所長
8 同法第25条の8の規定による流域別下水道の管理者に対する廃止調査の要請等				<input type="radio"/>	中部総合事務所長
9 同法第25条の9の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		<input type="radio"/>			
10 同法第25条の10において明示する同法第5条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の工事の施工等についての他の工作物の管理者との協議	<input type="radio"/>				
11 同法第25条の10において明示する同法第6条の規定による流域下水道の施設に関する工事等の承認		<input type="radio"/>			
12 同法第25条の10において明示する同法第7条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の管理費用の負担についての協議	<input type="radio"/>				
13 同法第25条の10において明示する同法第8条の規定による流域下水道の施設の損傷行為により必要な工事の費用の負担の決定	<input type="radio"/>				
14 同法第25条の10において明示する同法第21条の規定による流域下水道からの放流水の水質検査等				<input type="radio"/>	中部総合事務所長
15 同法第25条の10において明示する同法第23条の規定による流域下水道の調整				<input type="radio"/>	中部総合事務所長
16 同法第31条の2第2項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村からの意見の聴取	<input type="radio"/>				

		10 同法第1条の規定による公共下水道管理者との協議	<input type="radio"/>				
二十三 過疎地域自立促進朝鮮族問題法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条第8項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町から意見の聴取	<input type="radio"/>					
二十四 淨化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による淨化槽の設置等の届出(特定行政官に対するものを除く。)の受理				<input type="radio"/>	保健所長	
	2 同法第5条第2項の規定による淨化槽の設置等の計画の改善の勧告				<input type="radio"/>	保健所長	
	3 同法第5条第4項の規定による淨化槽の設置等の届出(特定行政官に対するものを除く。)の内容が相当であると認められる旨の通知				<input type="radio"/>	保健所長	
	4 同法第12条第1項の規定による淨化槽の保持点検査に係る措置についての助言等及び同条第2項の規定による改修措置又は使用停止の命令				<input type="radio"/>	保健所長	
	5 同法第30条第1項の規定による淨化槽管理者等からの報告の聴取及び同条第2項の規定による事務所等への立入検査等				<input type="radio"/>	保健所長	
	6 同法第37条第1項の規定による指定検査機関の指定	<input type="radio"/>					
二十五、鳥取県淨化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第1項の規定による淨化槽保守点検業者の登録				<input type="radio"/>	保健所長	
	2 同条例第6条第1項の規定による淨化槽保守点検業者の登録の拒否				<input type="radio"/>	保健所長	
	3 同条例第10条第1項の規定による淨化槽保守点検業者の登録の取消				<input type="radio"/>	保健所長	
	4 同条例第15条第1項の規定による淨化槽保守点検業者の登録の廃止及び営業の停止の命令並びに同条例第2項の規定による当該命令に係る聴聞の実施				<input type="radio"/>	保健所長	
	5 同条例第16条第1項の規定による淨化槽保守点検業者からの報告の聴取及び同条例第2項の規定による事務所等への立入検査等				<input type="radio"/>	保健所長	
二十六 農業集約排水工事に係る鳥取県農業工事規則に基づく知	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成(一) 請負対象額(延べ金額)(請負料の)総額(請負料の)総額(請負料の)	<input type="radio"/>					

事の権限ご 属する事務	設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額、以下(一) (二)及び(三)にお いて同じ。)が2 億円以上の工事に 係るもの (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの		○			○	総合事務局長 地方農林振興 局長
2 同規則第14条第1 項(同規則第20条及 び第21条(こもって準 用する場合を含む。) の規定による予定 価格の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの		○	○			○	総合事務局長 地方農林振興 局長
3 同規則第5条(同 規則第20条(こもって 準用する場合を含む。 。)の規定による最 低価格の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの		○	○			○	総合事務局長 地方農林振興 局長
4 同規則第19条第1 項の規定による人札 参加者の指名 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの		○				○	総合事務局長 地方農林振興 局長
5 同規則第21条第1 項の規定による見積 書の提出者の決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの		○	○			○	総合事務局長 地方農林振興 局長
6 同規則第22条の規 定による請負契約の 相手方の決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの		○	○			○	総合事務局長 地方農林振興 局長

7 同規則第26条第1項の規定による権利義務の確定等の承認 (一) 請負対象額5億円以上、請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当該請負対象設計金額以下、環渤海建設工事の三十八において同じ。)が5億円以上の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの	○					
8 同規則第28条の規定による下請者等に関する報告の要求					○	総合事務局長 地方農林振興局長
9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象額5億円以上 の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象額2億円未満の工事に係るもの	○					
10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令					○	総合事務局長 地方農林振興局長
11 同規則第38条第1項及び第2項の規定による措置の要求					○	総合事務局長 地方農林振興局長
12 同規則第36条第7項、第7条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象額5億円以上 の工事(請負契約の締結後、請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの)	○					

の総額に請負対象工事金額を変更した場合に変更後の請負対象工事金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○			
(二) 請負対象工事金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象工事金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの	○			
(三) 請負対象工事金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象工事金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの				
19 同規則第12条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象工事金額が5億円以上 の工事(請負契約の総額に請負対象工事金額を変更した場合に変更後の請負対象工事金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象工事金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象工事金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの (三) 請負対象工事金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象工事金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの	○	○	○	
20 同規則第12条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象工事金額が5億円以上 の工事(請負契約の総額に請負対象工事金額を変更した場合に変更後の請負対象工事金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象工事金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象工事金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの (三) 請負対象工事金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象工事金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの	○	○	○	
21 同規則第13条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象工事	○			

水・大気環境課 大気汚染 防止法、昭和3年法律 第7号に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第6条の規定 によるい煙発生施 設の設置の届出の受 理						○	総合事務所長
	2 同法第7条の規定 によるい煙発生施 設となつた際の届出 の受理						○	総合事務所長
	3 同法第8条の規定 によるい煙発生施 設の構造等の変更の 届出の受理						○	総合事務所長
	4 同法第9条の規定 によるい煙発生施 設に関する計画の変 更等の命令						○	総合事務所長
	5 同法第10条第2項 (同法第7条の2第 1項及び第18条の3 第1項において準用 する場合を含む。) の規定によるい煙 発生施設・設置等の 制限期間の延縮						○	総合事務所長
	6 同法第1条(同法 第17条の2第2項及 び第8条の3第2項 において準用する場 合を含む。)の規定 によるい煙発生施 設・設置等の氏名の 変更等の届出の受理						○	総合事務所長
	7 同法第12条第3項 (同法第7条の2第 2項及び第18条の3 第2項において準用 する場合を含む。) の規定によるい煙 発生施設に係る地位 の承継の届出の受理						○	総合事務所長
	8 同法第4条第1項 の規定によるい煙 発生施設の改善等の 命令						○	総合事務所長
	9 同法第7条第2項 の規定による事故の 情報の通報の受理						○	総合事務所長
	10 同法第17条第3項 の規定による事故の 拡大等の防止のため 必要な措置を探るべき ことの命令						○	総合事務所長
	11 同法第17条の4第 1項の規定による揮 発性有機化合物排出 施設の設置の届出の 受理						○	総合事務所長
	12 同法第17条の5第 1項の規定による揮 発性有機化合物排出 施設となつた際の届 出の受理						○	総合事務所長
	13 同法第17条の6第 1項の規定による揮 発性有機化合物排出 施設の構造等の変更 の届出の受理						○	総合事務所長
	14 同法第7条の7の 規定による揮発性有 機化合物排出施設の 計画の変更等の命令						○	総合事務所長
	15 同法第17条の10 の規定による揮発性						○	総合事務所長